B	一　傷の深さが容器製造時肉厚の八分の一を超え五分の一以下の切り傷が四個以下のもの 二　凹痕の深さが五ミリメートル以下のもの
C	一　傷の深さが容器製造時肉厚の八分の一を超え五分の一以下の切り傷が五個又は六個のもの 二　凹痕の深さが五ミリメートルを超え六ミリメートル以下のもの
D	一　傷の深さが容器製造時肉厚の五分の一を超える切り傷があるもの 二　傷の深さが容器製造時肉厚の八分の一を超え五分の一以下の切り傷が七個以上のもの 三　凹痕の深さが六ミリメートルを超えるもの 四　目視により部分的又は全般的な膨らみの認められるもの

ロ　外部腐食については、その程度についてそれぞれ次の表の上欄に掲げる腐食の区分により分類することとし、当該容器が同表の下欄各号のいずれかに該当する場合、対応する上欄の区分をもって当該容器の外部腐食の区分とする。

腐食の区分	腐食の内容
A	一　腐食のないもの
B	一　局部腐食（深さが〇・五ミリメートル以下のものに限る。）が点在するもの 二　線状腐食（長さが七十五ミリメートル未満で深さが容器製造時肉厚の四分の一未満のものに限る。）があるもの
C	一　局部腐食（深さが〇・五ミリメートルを超え一ミリメートル以下のものに限る。）が点在するもの 二　線状腐食（長さが七十五ミリメートル以上で深さが容器製造時肉厚の四分の一未満のものに限る。）があるもの
D	一　局部腐食（深さが一ミリメートルを超えるものに限る。）が点在するもの 二　線状腐食（深さが容器製造時肉厚の四分の一以上のものに限る。）があるもの

ハ　イ及びロの外部切り傷等及び外部腐食は、次の表の上欄の外部腐食等の程度に掲げられたA、B、C及びDの区分数の組み合せに応じて、それぞれ同表の下欄において合格に該当するものを合格とする。

外部腐食等の程度（単位　個）				判定
A	B	C	D	